



職業訓練の実施等による 特定求職者の就職の支援に関する法律

平成23年10月



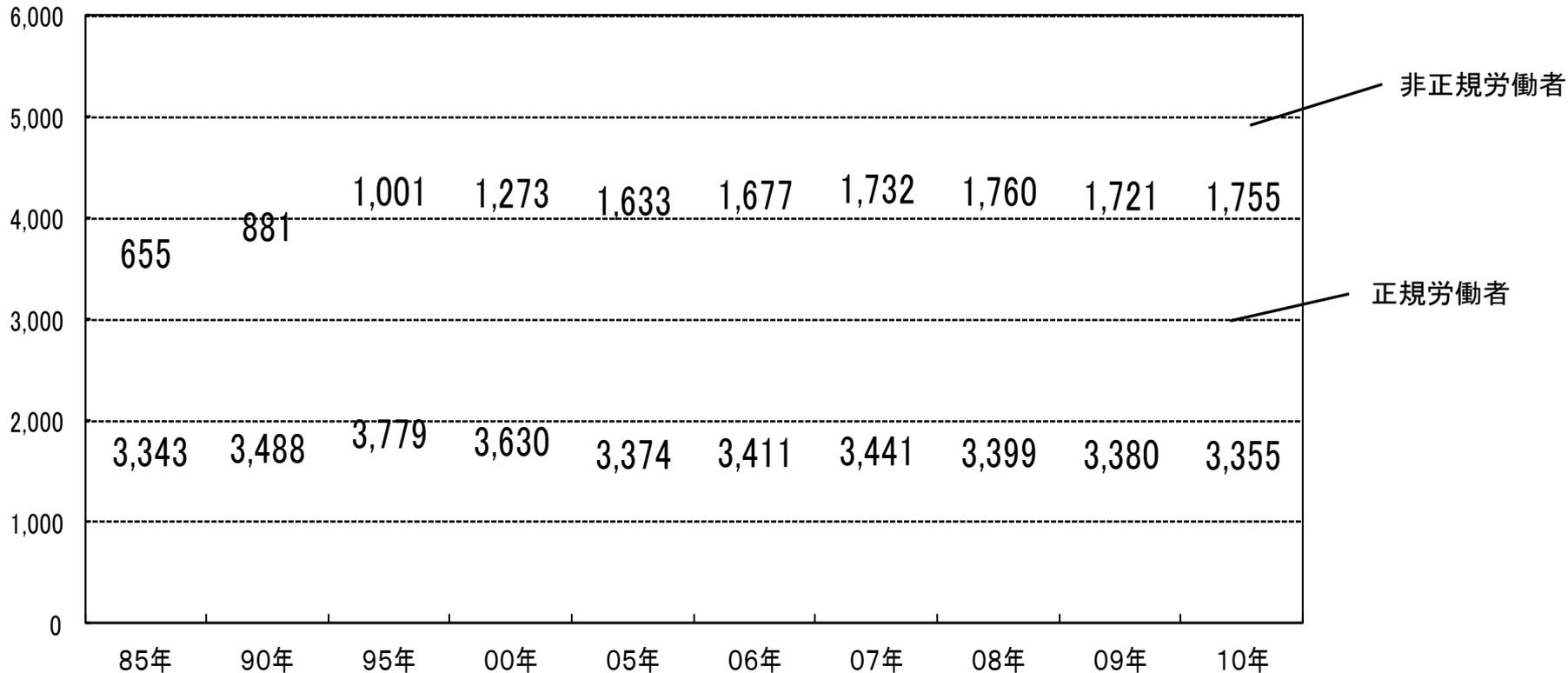
I 求職者支援制度の創設

求職者支援制度創設の背景①

● 厳しい雇用失業情勢の下、労働市場が変化

① 非正規労働者は、労働者全体の約3分の1を占める

正規労働者と非正規労働者の数の推移



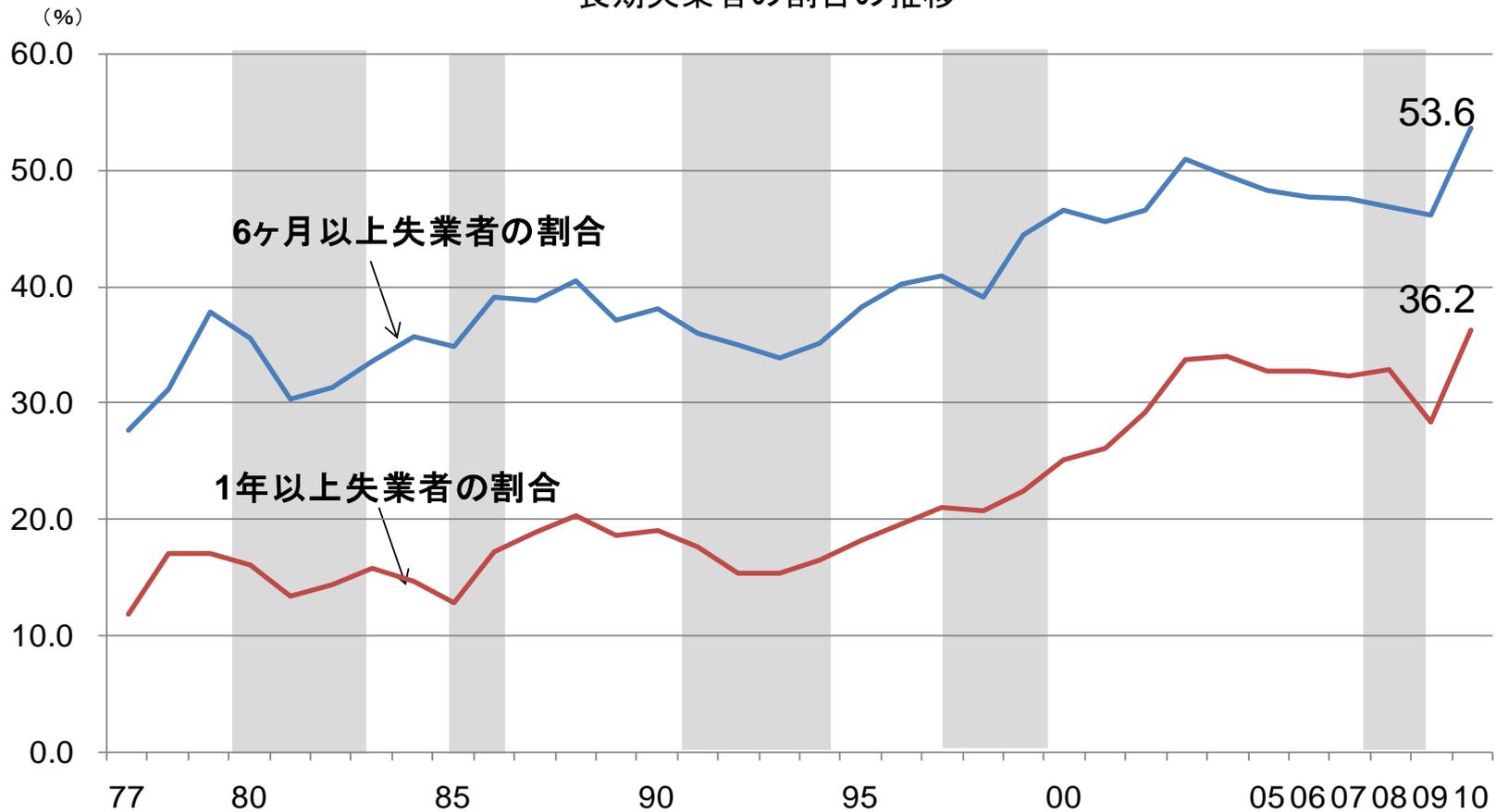
(資料出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

求職者支援制度創設の背景②

②失業者に占める長期失業者の割合はすう勢的に上昇

長期失業者の割合の推移



(資料出所) 2002年以前は、総務省「労働力調査特別調査報告(2月)」の数値。

2002年以降は、総務省「労働力調査詳細集計(年平均)」の数値。

(注) シャドー部分は、景気後退期

求職者支援制度創設の背景③

- 非正規労働者は、雇用保険の適用対象外とされることも多い
- 失業して困窮した際には生活保護しかなくなるが、生活保護は利用し得る資産、能力等すべてを活用した上でなお困窮していなければ対象とならない



- 平成20年秋のリーマンショック後、非正規労働者を中心とする多くの失業者発生



非正規労働者に対するセーフティネットの強化が求められた

求職者支援制度創設の背景④

平成21年、22年

- 雇用保険の適用範囲の拡大、受給資格要件の緩和

平成21年7月～平成23年9月末

- 緊急人材育成支援事業
(雇用保険を受給できない求職者を対象として、職業訓練と訓練期間中の生活給付を内容とした緊急対策)



平成23年10月～

- 雇用保険の受給終了者や受給資格を満たさずに離職する者、雇用保険の適用がなかった者等、雇用保険を受給できない求職者は依然として存在
- 雇用保険を受給できない求職者が存在するのは、雇用情勢の悪化によらず、労働市場の構造的な問題

新たなセーフティネットとして、雇用保険を受給できない求職者の早期再就職を支援する恒久制度を創設 = 求職者支援制度の創設

(参考)英独仏の補足的な失業扶助制度について

「2009～2010年海外情勢報告」を参考に作成。
なお、給付額は2012年1月現在の額。

ア 制度の概要

イギリス、ドイツ及びフランスでは、失業保険制度と公的扶助制度の中間的な性格の制度である補足的な失業者扶助制度が整備されている。アメリカには補足的な失業扶助制度はない。

(英:所得調査制求職者給付 独:失業給付Ⅱ 仏:特別連帯手当(ASS))

イ 制度の対象者及び受給要件

いずれの国においても、保険料に基づく失業保険の要件を満たさない失業者等が対象であり、就労が可能であること、及び収入がないか又は低いことが共通の要件である。

1ポンド=127.87円、1ユーロ=110.94円
(2011年期中平均)

ウ 給付額

イギリス	ドイツ	フランス
受給者の属する世帯が生活するにあたり最低限必要とされる額より、受給者の収入及び所得を差し引いた額	受給者の属する世帯が生活するにあたり最低限必要とされる額より、受給者の収入及び所得を差し引いた額	世帯人数にかかわらず単身世帯かカップル世帯かに応じて一定収入以下の場合には定額、一定収入を超えた場合には一定額より世帯収入を差し引いた額
<参考> 単身者(25歳以上)に対する最大給付額は週当たり67.50ポンド(=約8,631円)	<参考> 単身者に対する最大給付額は月額374ユーロ(=約41,492円)	<参考> 収入が月614.80ユーロ(=約68,206円)未満の単身世帯の給付額は月額461.10ユーロ(=約51,154円)

エ 制裁措置

イギリス及びドイツでは、正当な理由なく求職活動を拒否する等の場合には給付額の減額や給付停止などの制裁措置が科せられる。なお、フランスにおいても、求職活動を怠った場合には給付が中断される。



Ⅱ 求職者支援制度の概要

求職者支援制度の概要

求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない求職者が、職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための制度である。

- 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を原則無料で受講可
- 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援
- 収入、資産などの一定要件を満たす者に、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給

対象者

求職支援制度の対象者(=特定求職者)は、次の全ての要件を満たす者である

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険の被保険者や受給者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
 - 例・雇用保険に加入できなかった者
 - ・雇用保険を受給中に再就職できないまま支給終了した者
 - ・雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない者
 - ・自営業を廃業した者
 - ・学校卒業後就職していない者

求職者支援訓練 ①概要

◎ 特定求職者の就職につなげるため、民間の教育訓練機関の実施する訓練コースのうち一定の基準に適合するものを、その申請に基づいて厚生労働大臣が認定(=求職者支援訓練)

(注 訓練認定の事務は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う)

◎ 訓練の種類

実践コース : 特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得

基礎コース : 多くの職種に共通する基本的能力を習得

◎ 訓練の期間は3ヵ月から6ヵ月。1ヵ月の訓練時間は100時間以上。

◎ 求職者支援訓練が、地域の求人ニーズを踏まえて、必要な分野で、必要な数実施されるよう、全国及び各県レベルで、あらかじめ関係者の意見を聴いたうえで、職業訓練実施計画が策定される。

●実践コース：就職実績に応じた支払い制

訓練修了者のうち、雇用保険被保険者となった者が
55%以上の訓練 7万円／人月

40%以上55%未満の訓練 6万円／人月

40%未満の訓練 5万円／人月

●基礎コース：受講者数に応じた定額制 6万円／人月

(注:奨励金の支給は、都道府県労働局が行う)

求職者支援訓練 ③認定訓練基準

求職者支援訓練は、職業訓練実施計画に照らして適切なものであり、就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであって、厚生労働省令で定める基準に適合する場合に認定される。

訓練の質を確保し、就職につながるものを認定できるよう、就職実績が一定の水準以下等の場合は認定しない等の下記の認定基準を定めている。

- 1 求職者支援訓練の認定を受ける前1年間において同等の内容の職業訓練を適切に実施した実績があること。
- 2 過去に行った同分野の求職者支援訓練において、一定の就職率を下回ったものでないこと。
- 3 苦情処理の対応や個人情報の適正な取扱いができる体制を有すること。
- 4 欠格事由(過去に求職者支援訓練に関する不正を行った、暴力団員を業務に従事させている等)に該当しないこと。
- 5 講師は、担当する科目の職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力及び経験を有し、担当する科目の内容の指導等の業務に従事した十分な経験を有するものであること。
- 6 就職支援の責任者を配置すること。
- 7 訓練の習得状況を1か月に少なくとも1回評価するとともに、訓練の終了前においても、修了評価を行うこと。
- 8 7の評価をジョブ・カードに記載し、交付すること。
- 9 キャリア・コンサルティングを施設内に配置し、受講者に、キャリア・コンサルティングを訓練期間中3回以上受けさせること。
- 10 広告、案内は適切に行うこと。

職業訓練受講給付金 ①支給要件

(1) 支給要件

以下のいずれにも該当すること。

- ア 本人の収入の額が8万円以下であること
- イ 本人並びに本人と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母(=同居配偶者等)の収入の額を合算した額が25万円以下であること
- ウ 本人並びに同居配偶者等の所有する金融資産の合計額が300万円以下であること
- エ 本人が現に居住している土地・建物以外に、土地・建物を所有していないこと
- オ 求職者支援訓練等の全ての実施日に訓練を受講していること(やむを得ない理由により受講しなかった当該求職者支援訓練等の実施日がある場合にあっては、出席率が8割以上であること)
- カ 同居配偶者等が職業訓練受講手当の支給を受けた訓練を受講していないこと
- キ 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと

※支給要件は、訓練の受講を容易にし、訓練期間中の生活を支援するという給付金を支給する必要性の観点等から設定された。例えば、アの本人の収入要件については、雇用保険の被保険者とならない程度の働き方を勘案したものであり、イやウの世帯の収入要件や金融資産の要件は、複数人員世帯における標準生計費を踏まえたものである。

職業訓練受講給付金 ②支給額、支給期間

(2) 支給額

月10万円と訓練機関に通うための交通費(実費相当、上限あり)。

※求職者支援制度の前身である緊急人材育成支援事業(基金訓練)について、給付が一律月10万円(世帯の場合12万円)とされていたため、これとの連続性も考慮して設定。なお、訓練期間が3.5月であるなど、訓練期間を1月に区切っていった時に端数(28日未満の部分)が生じる場合は、日割りで支給。(3,580円に端数の日数を乗じて得た額。)

(3) 支給期間

給付金は、訓練を受講している期間中に対してのみ、支給される。また、1つの訓練について、12月相当分を限度として支給される(端数がある場合については合算。)

なお、ハローワーク所長が特に必要と認める場合は24月相当分まで支給される。

ハローワーク所長が特に必要と認める場合とは、資格取得のために1年を超える期間が必要な訓練を受講する場合や、訓練を連続受講する場合(基礎コースから公共職業訓練の場合のみ、連続して受講することが可能。)である。

※ 給付金の循環的な受給を防止する必要があるものの、就職した後離職して訓練が必要となる場合もあることから、求職者支援制度では、いったん給付金を受給した場合は次に給付金を受給して別の訓練を受講するまでには、一定期間をあける必要がある仕組みとなっている。

具体的には、既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給の初日から6年以上経過していることが必要となっている。ただし、訓練を連続受講する場合や、やむを得ない理由で前の訓練を中途退校した場合等は例外として、前回の受給の初日から6年以上経過していなくても受給できる。

なお、この「6年」の期間は、求職者支援制度は、訓練終了後は就職することを基本とする制度のため、非正規労働者の勤続年数(平均的には5年を超える。)を参考にして設定された。

職業訓練受講給付金 ③支給停止等

(4)支給停止等

求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う者を支援する制度である。このため、やむを得ない理由がないのに訓練を欠席したり、訓練期間中や訓練終了後(3月間)、ハローワークの就職支援を拒否する場合は、給付金が不支給となる。さらに、これを繰り返す場合は、訓練期間の初日にさかのぼって給付金返還を求める場合もある。

また、偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受け、又は受けようとした、いわゆる不正受給の場合には、給付金が不支給となる。加えて、「給付金を受けたことがある場合は、その初日から6年以上経過しなければ次の給付金を受けられない」仕組みの「6年」が、「9年」に延長される(前の受給の初日から9年以上経過しなければ次の給付金は受けられない。)

さらに、不正受給をした額は返還していただくことに加え、雇用保険の仕組みを参考として不正額の2倍に相当する額までの納付命令の制度を設けている(したがって、不正額はその最大3倍の額まで返還を求める、「3倍返し」の制度となっている。)

また、訓練実施機関が不正受給に関与している場合は、訓練実施機関にも連帯して返還・納付を求める。

(5)その他

職業訓練受講給付金は、非課税である。また、譲渡等が禁止される。

求職者支援資金融資

職業訓練受講給付金・・・1月10万円

→ 地域の状況や世帯の状況、ニーズは様々であるため、月10万円では生活費に不足する場合も考えられる

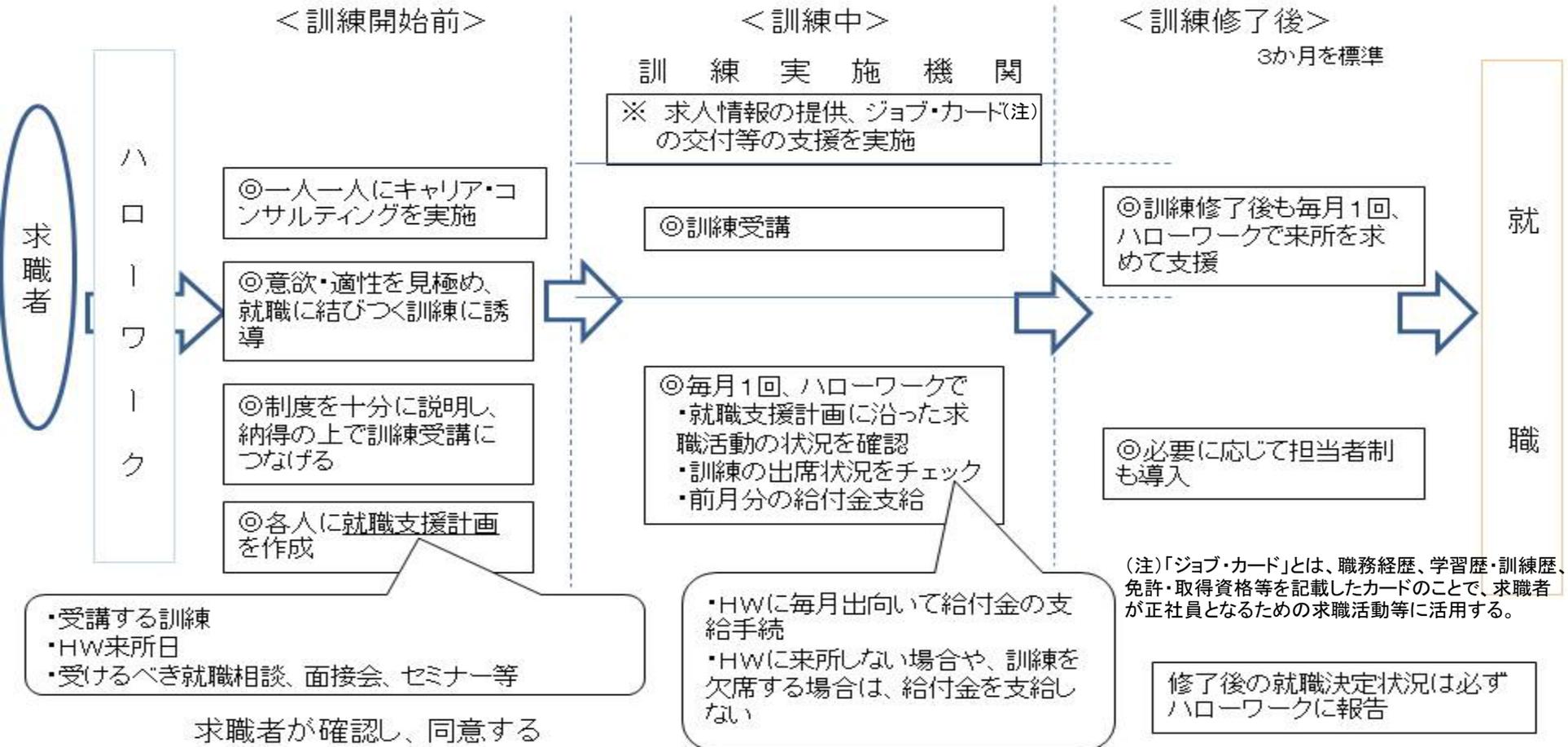


個々のニーズに対応した支援をしていくため、職業訓練受講給付金受給者を対象に、希望に応じて、労働金庫の低利の融資制度利用可能

- 貸付上限額は同居配偶者がいる者は月10万円、それ以外は月5万円。
ハローワークで相談後、労働金庫の金融機関としての審査を経て、貸付を受けることができる。
- 訓練期間中は据置期間(元金据置)である。ただし、やむを得ない理由のない欠席の繰り返しや就職支援拒否、給付金の不正受給の場合等は、債務残高を一括返済しなければならない。
なお、就職を理由とする返済の免除措置はない。

支援の流れ

求職者支援制度: 支援の流れ



訓練中及び訓練終了後3カ月間、月に1回ハローワークで就職支援を行う。
その際、前月の訓練出席状況等を確認して支給手続きが行われる。